



人権問題としての「教育」疎外児童・生徒 ー学習 権の今日的意義および子どもの権利条約の国際解釈 からー

伊井, 直比呂

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2018-03-07

(Date of Publication)

2019-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙第3342号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2003342>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名	イ イ ナ オ ヒ ロ 伊 井 直 比 呂
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第 5 条第 2 項該当
学位論文の題目	人権問題としての「教育」疎外児童・生徒 —学習権の今日的意義および子どもの権利条約の国際解釈から—
審 査 委 員	主査 教 授 井 上 典 之 教 授 浅 野 博 宣 教 授 角 松 生 史

以下において、審査対象論文である伊井直比呂氏の「人権問題としての『教育』疎外児童・生徒—学習権の今日的意義および子どもの権利条約の国際解釈から—」の内容の要旨を示す。

本論文は、現在の初等・中等教育の現場において筆者自身が認識する問題状況から、「教育のあり方」をその主体である子ども自身の立場からとらえ直し、日本国憲法 26 条 1 項の「教育を受ける権利」の保障の実質化を図るために、教育制度の整備要求として「学習権」の内容を展開しようと意図した人権問題解決の方策を展開する、序章から終章までの 10 の章にわたるものとなっている。

序章では、「教育の荒廃」や「子どもの心の問題」を、大人(多くの場合、教育現場にいる教師)の都合によって子どもを阻害状況へと追い込む「教育現場」の問題を取り上げ、子供を「教育」の客体としてではなく、むしろその主体としてとらえ直す視座の転換の必要性が記述される。それに続き、第 1 章では、教育から事実上疎外されてきた子どもが、どのような学齢期を送り、どのように自己を否定し、自尊感情を喪失していったかを明らかにしつつ、学校や教師の硬直的な指導に適合的でないと判断された問題の児童・生徒がどのような扱いを受け、その結果どのような内心を有した存在なのかを明確にしていける。そして、大人の都合で問題児とされる子どもの現実かつ深刻な「教育からの疎外」の問題を憲法 26 条の問題として扱う必要性が確認される。またこの第 1 章の確認から、同時に、本論文で取り上げる問題が憲法問題となり得るのか否かを確定するために、第 2 章では、教育と憲法の関係が検討される。そこでは、本来、憲法が保障する「教育を受ける権利」とは、いわれなきレッテルを貼られ、場合によっては人生を諦めてしまうような不利益を甘受する子どもを生み出すことがないような内容の教育の提供を前提とする権利であるはずが、そうっていない現状、それを克服するためには、従来あまり意識されていなかった子どもの「能力に応じた」権利としての憲法 26 条 1 項の内容を検討し直す必要性が確認される。

第 3 章以下では、従来から憲法 26 条の権利の中心に据えられてきた「学習権」の内容の検討が展開される。そこではまず、その概念規定があいまいである点を差し引いても、そもそも最高裁の旭川学テ事件判決において登場した「学習権」は、憲法 26 条の教育を受ける権利の積極的側面となるものであり、子どもの「能力に応じた」教育を受けることができるよう要求する利益の保障の背景をなすものとして今日的意義を持つものと構成することができるのではないか(第 3 章)、そのような内容の利益を導き出すためには、従来の「学習権」の内容では曖昧すぎ、その権利概念が教育学的な価値で論じられる内容、あるいは学説や判例および下級審判決を通じて定義された内容など、数種存在することによる論理の混乱を避ける必要性が確認される(第 4 章)。そこで、単に子どもの「学習要求の充足」というものにとどまらず、学習権を 2 つの側面、つまり「教育理念的概念」と、教育を受ける権利に適用できる「法的概念」とを峻別して、教育を受ける権利の主体である児童・生徒に対して法的利益をもたらす学習権と、教科書検定事件や学テ事件で問題になったよ

うな他の利害関係人（要するに大人）に対して利益をもたらす「周辺概念」を明確に区別することが主張される。ただ、この峻別の結果、子どもが自己の能力に応じて自由に学ぶという側面は、国家の教育への介入という問題を大人の権利（教科書執筆の自由や教師の教育の自由）侵害との関係での法的事例においては直接に取り上げられておらず、むしろ、「学習権」の本来的な積極的側面からとらえられる今日的意義を希薄化させてしまったとの見解が、本論文の憲法問題に対する意識として示されることになる（第5章）。

以上の認識のもとに、本論文は、「学習権」の登場のきっかけになった旭川学テ事件最高裁判決にみられる子どもの「学習要求の充足を求める権利」というものを取り上げて、さらなる検討が行われる。そこでは、「学習権」の内容としての「学習要求」が学校で教えられることをわかることから疎外されてきた児童・生徒に対して、その状況の改善要求の内容へと展開できないか、そのように展開すれば、それこそが憲法26条1項の「教育を受ける権利」の積極的側面になるのではないか（第6章）、このとらえ方は「権利に基づく学習ニーズの充足」という子どもの権利に基づく概念が国際的に承認されている状況に類似性が見出され、それは日本も批准している子どもの権利条約において前提とされる子ども観に依拠するものであり、そうだとすれば、子どもの権利条約28条等の国際解釈および国連での国際決議に見られる「権利に基づく学習ニーズの充足」の論理を適用することの可能性を検討することが必要になるとの結論に至る（第7章）。そこで、「学習要求」の具体的内容を提示するために、教育問題に関連するユネスコ決議に基づくESDやそのアクション・プログラム、SDG'sにおいて示される「権利に基づく学習要求」を承認する教育の内容が紹介されるのであった（第8章）。

本論文は、以上の内容を提示したうえで、「学習主体の立場から教育を彼らに適したものにに戻すための手立てとして、学習権論に基づく子どもゆめの学習要求を、どのように教育に反映させるか」という具体的な問題へと焦点化させて結論を導こうとする。そのうえで、本論文は、学習者の学習ニーズに応えるようカリキュラムと教育内容を構成する必要があること、それを「学習要求」の充足を求める権利に援用することで、権利内容として具体的な内実を伴った教育制度整備要求の根拠とすることが可能であること、そして、個々の「学習要求」に対しては、具体的な学習要求の発し方を教育行政側によるモニタリングによって行い、個々のニーズを把握した上でのカリキュラムなどを策定することにより「充足」させることを結論として述べ、既存の同一クラスで同一カリキュラムによって授業を行うことを改変し、取って学びや理解の度合いなど、わかり方などに応じた「同一単元多カリキュラム化」などにより教育目標を達することを提案することで、本論文のまとめとしている。

審査対象論文である伊井直比呂氏の「人権問題としての『教育』疎外児童・生徒—学習権の今日的意義および子どもの権利条約の国際解釈から—」は、事実上「学校教育」から深刻な疎外や排除を受けている児童・生徒が結果的に憲法26条の保障を享受しているとは言い難いまま放置されている事態に着目し、それを人権問題として提起できないかとの問題意識から、教育と社会から疎外される子どもたちの深刻な荒みや自尊感情の喪失状況を子どもの立場から捉え直す視座の転換を行い、子ども自身によって「教育を受ける権利」の保障を実質化させる教育制度整備要求としての「学習要求」の制度を提起することを目的として執筆されている。

まず、本論文の大きな主張である教育制度における子どもの位置づけ、すなわち教育の客体から主体への「視座の転換」であるが、この点は、憲法学説や旭川学テ事件最高裁判決においても、教育法学においても従来からいわれてきたことである。本論文の特徴は、「視座の転換」を、観念論や理念として述べるのではなく、筆者の経験から認識される学校現場において生じている現実的状況、大人の都合によって作り出されている画一的な学校教育において発生する深刻な事態を踏まえ、「教育の荒廃」や「子どもの心の問題」を児童・生徒といった子どもたちの声なき反乱とし、「学び」を子ども自身の要求に基づいた教育制度への転換へと導く根底的原理として提唱する点に見出せる。そこでは、画一的な学校教育によって、事実上「教育」から疎外され、排除されてしまった児童・生徒が結果的に憲法26条の保障を享受しているとは言い難いまま放置されている事態を人権問題として提起できることに着目し、実践的に「教育のあり方」を子ども自身の現実に基づいた教育制度へと転換すべきではないかとの、筆者の問題意識が示されることになる。そして、問題は、教師や公教育の制度設計者などの「大人」の都合によって、子どもを疎外する「教育」をどれほど当然としてきたかが、具体的に示される。この点は、まさに筆者が、長年にわたって教育現場において実感してきた、特に問題校といわれる現場での経験からの問題意識を描写するものであり、学校教育については、大人から保護、養育、育成、愛護され、施される地位のみの「子ども観」から、自らの存在に根差した教育（学習ニーズ）を求めることができる存在として、大人や国に対して主張する権利を有する地位の「子ども観」と視座の転換の必要性が裏づけられているということができるポイントになっている。

教育内容を理解できず、学校教育から「疎外」や「排除」を受けた児童・生徒は自尊感情を喪失し、また大人からは問題児としてのレッテルを貼られてしまうが、憲法が保障する「教育を受ける権利」はこのような児童・生徒を生み出すものではないはずである、とする筆者の見解は、本論文の中でも憲法問題として重要な意味を内包している。その中でも、憲法26条1項が規定する「教育を受ける権利」の形式的平等性としての従来の憲法学説による教育の機会均等の要請が、いかなる人も教育を受ける機会を得ることの保障と、教育内容の均一性（一定性／画一性）の根拠となっていることを示している点は、従来の憲法学説に対する痛烈な批判となる主張になっている。これに対して、「機会均等」だけで

は結果的に教育目的を達することができない児童・生徒にとって、個人の尊厳・尊重に直結する学習は、それぞれの「能力に応じた」児童・生徒自らが必要とする教育を受けることができることによって、結果としてひとしく教育目的を達成することになる実質的平等の効果を生むことを、憲法 26 条 1 項の解釈論として展開し、それを「教育に対する価値の相対化によって子ども自らが『能力に応じた教育』を受けることができるよう（諸制度を含めて）学習要求できる制度的・実践的方途を導き出す」根拠に据えようとする本論文の主張は、従来の憲法学説にはない教育現場を経験した研究者の 1 つの声として傾聴に値するものになっているように思われる。そこでは、児童・生徒一人ひとりの「能力に応じた」教育を受ける権利（憲法 26 条 1 項）の意義と解釈を憲法 26 条 1 項の「学習権」の内容として具体的に展開しようとする筆者の見解との表裏の関係をなす、重要な法的ファクターとして展開されることになる。それは同時に、児童・生徒の「学習要求」を内容とする学習権論が教育学的な理念としてはともかく、学習権自体の憲法的効果は未だ不明だとする筆者の見解にも通ずるものになるのであった。

以上の問題に対して、教育現場を知らない憲法学者の問題としてではなく、学習権それ自体が、「国民の教育権」、「国家の教育権」をはじめとする教育権論や、教師の「教育の自由」という自由権論など、主に教育法学の分野での様々な利害関係者の「権利」や「権限」に付随した形で「周辺概念」と共に論じられていたことが問題の所在として挙げられる。ところが、「教育権」がもともと教育学の立場からの「親の教育に対する発言権」であったという原意から、学習権を根拠とする周辺概念へ変化していったように、学習権も実際の判例での使用概念との差異を生み出し、学習の主体となるはずの子どもとは異なる当事者の権利・権限の議論へ至ったという本論文の分析も、1 つの興味あるとらえ方になっている。学習権は権利行使の主体である児童・生徒という子どもとは異なる利害関係者の利益を図る方向性へと効果が転じた用いられ方の問題は、具体的な権利内容は曖昧かつ不明確なまま残置されているきっかけになっているとする本論文の見方も、従来の憲法学説や旭川学テ事件、教科書検定事件の分析を通じて展開されており、決して理念論としてだけで語れるものではないことの 1 つの例証になる。その意味で、本論文は、現実的問題意識からの問題解決の手法を探るという意図で執筆されているものの、それだけにとどまらず、実践的で理論的背景をしっかりと踏まえた論理が展開されているといえることができる。

その点は、日本の憲法上の権利解釈の不十分さを補うために、国際条約の解釈を参照にする点にも現れる。世界人権宣言 26 条の教育条項を起点とする教育と人権との関係を具体化する「子どもの権利条約」について、加盟各国の実施状況に影響を与える「国連子どもの権利委員会」が示している同条約の教育条項 28 条、29 条の国際解釈から、人権と教育の関係における国際人権の動向を踏まえた「権利に基づく学習ニーズの充足」の概念を援用することにより、「学習要求」の充足を求める権利の内容とする解釈の可能性を模索することが「学習権」の今日的意義であるとの本論文の展開は、単に日本国憲法の範囲において議論を展開するだけでなく、広くグローバルな視点をも加味した論稿になっているといえる。そのうえで、参照された国際解釈では教育の意味、そしてその保障内容お

よび権利に基づく教育が示されており、条約加盟各国は学習の主体である子どもの学習ニーズに応えるようカリキュラムと教育内容を構成する必要があることが導き出され、それを日本国憲法 26 条 1 項による「学習権」を基盤とした「教育を受ける権利」の保障の積極的側面としての有効性を示す論拠として提示するのであった。

しかし、本論文にも問題がないわけではない。学校における子どもという学習主体の立場から「学校教育」の制度的価値転換を提起する問題意識は、最終的に「学習主体の立場から教育を彼らに適したものに取戻すための手立てとして、学習権論に基づく子どもゆへの学習要求を、どのように教育に反映させるか」という具体的な問題の検討を必要とする。もちろん、その内容は提示されているが、教育制度を考えるためには、教育基本法や学校教育法等の教育関連法令の検討が必要であると思われるが、本論文は、憲法上の概念としての「学習権」、「教育を受ける権利」という抽象的なレベルでの権利論の検討という範囲にとどまっている。また、「大人の都合」を問題視し、子どもを主体として検討の中心に据えようとする本論文の意図からすれば、最終的に提示される内容も子どもの目線でとらえられる内容になる必要があるが、それが果たして本当に子ども目線での制度になるのか否かは明確とはいえない。

そのような問題を指摘することができるとしても、最終的に、本論文は、既存の同一クラスで同一カリキュラムによる授業体制を改変し、児童・生徒の学びや理解の度合いなど、学習内容についてのわかり方などに応じた「同一単元多カリキュラム化」などにより教育目標を達成する制度の構築を提唱しているという点で、その価値を減じるものではない。というのも、本論文は、教育現場における問題意識から、「教育阻害児童」という具体的問題を取り上げて、教育における現在の課題を提起するものとなっているからである。本論文での検討は、少子化時代の児童数の減少に対応する教育のあり方や、発達障害のある児童・生徒に対するあるべき支援の取り組みなど、今後関連する課題を考える際の 1 つの重要な憲法上の手がかりを展開しているからである。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である伊井直比呂氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成 30 年 2 月 27 日

審査委員 主査 教授 井上典之

教授 浅野博重

教授 角松生史